

平成25年5月23日
警察庁刑事局刑事企画課長
島 根 悟

通信傍受が有効とみられる犯罪

1 組織を背景とした犯罪

- ・ 振り込め詐欺関連
- ・ 組織的強盗・窃盗関連
- ・ 児童ポルノ関連
- ・ ヤミ金関連
- ・ 人身取引関連

2 暴力団犯罪関連

- ・ 一般国民が標的となり得る犯罪
- ・ 賭博関連
- ・ マネー・ローンダリング関連

3 組織性の解明のために通信傍受が有効とみられる凶悪犯罪

- ・ 殺人・誘拐関連

4 テロ犯罪関連

5 その他